

社会福祉法人あらぐさ会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

2025年2月6日～2027年3月31日の2年間

2.内容

目標① 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度の周知を図ります。

対策 2025年2月～

以上